

1. 『新しいイメージの既存住宅』の要件

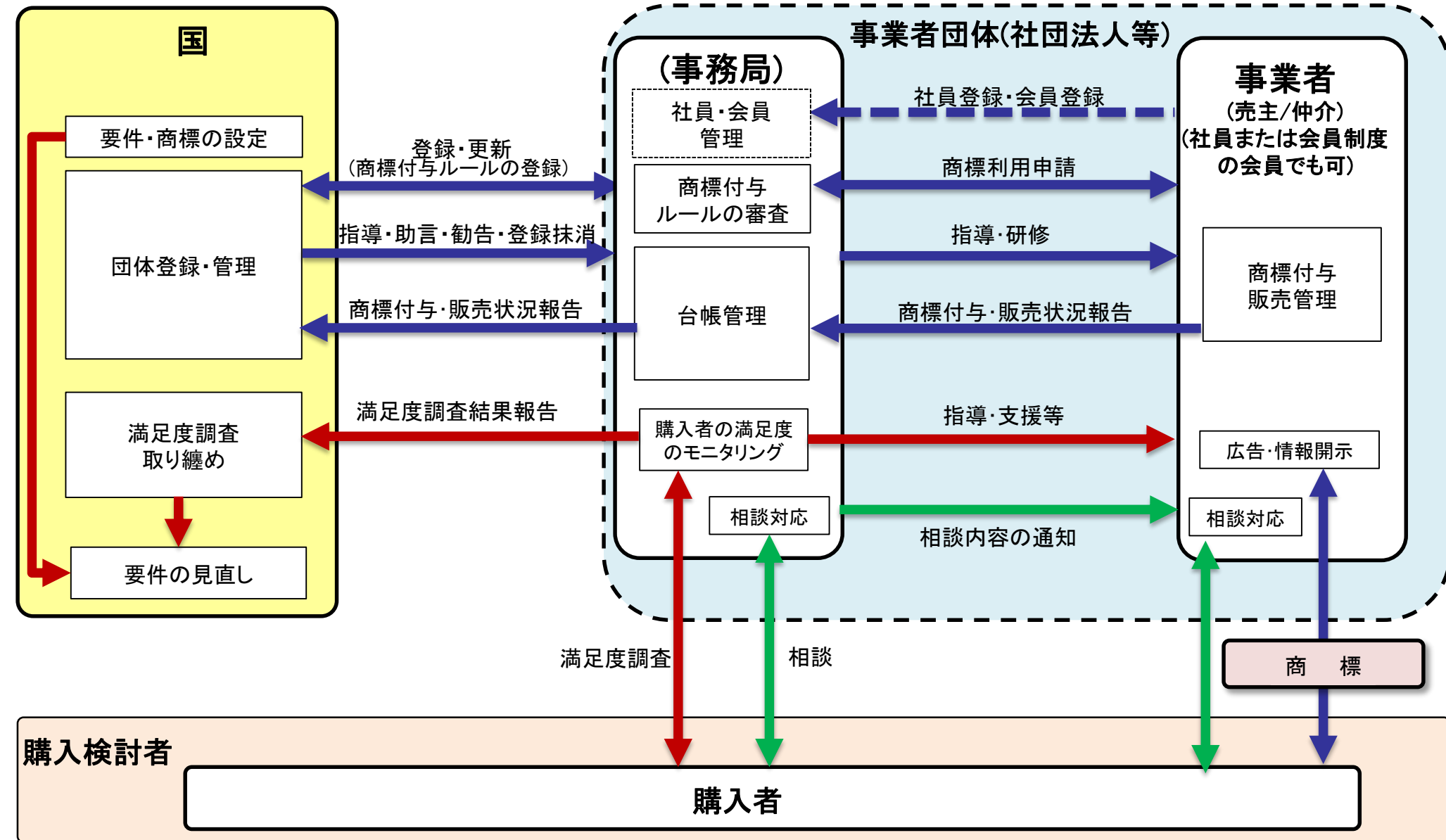
		一定の品質について要件を満たし、情報提供を行う既存住宅【通称「〇〇住宅」】
(1) 『不安』の払拭	耐震性	<ul style="list-style-type: none"> ・新耐震基準に適合※1していること ※1. 下記のいずれかを満たす住宅 <ul style="list-style-type: none"> ・昭和56年6月1日以降に着工したもの ・昭和56年5月31日以前に着工したもので、耐震診断を実施し耐震性が確認されているもの ・耐震改修が完了しているもの (耐震改修が、売買契約後から引き渡しまでに実施されるものを含む)
	構造上の不具合・雨漏り	<ul style="list-style-type: none"> ・建物状況調査(インスペクション)を実施の上、結果を開示すること ・建物状況調査(インスペクション)の結果、構造上の不具合及び雨漏りが認められないこと※2 ・既存住宅売買瑕疵保険が付保されること、又は同等の自社保証(P)が付いていること ※2. 建物状況調査(インスペクション)の結果、構造上の不具合あるいは雨漏りが認められる場合は、当該箇所の改修が完了していること (当該改修が、売買契約後から引き渡しまでに実施されるものを含む)
(2) 『汚い』イメージの払拭		<ul style="list-style-type: none"> ・『新しいイメージの既存住宅』を供給する事業者団体毎に基準を定め、その基準に適合していること (部位に応じて原則的な取替時期を定めることを想定するが、個々の状況に応じて判断することも可能とする) ・水廻り、内装、外装の現況の写真等を開示すること
(3) 『わからない』イメージの払拭		下記について情報収集を行い、広告時や商談時に消費者の求めに応じて書類等の情報開示を行うこと
必須項目	(1) 『不安』の払拭	耐震性に関する情報(新耐震基準に適合することを示す情報)
	(2) 『汚い』イメージの払拭	構造上の不具合・雨漏りに関する情報(建物状況調査(インスペクション)の結果及び保険・保証の内容)
可能な限り収集し有無の開示が必要な項目		現況に関する情報(水廻り、内装、外装の現況の写真等)
		新築時の情報(長期優良住宅等の認定に関する情報、検査済証等の適法性を示す情報等)
		過去の維持管理の履歴に関する情報(過去に実施した検査・保証の情報、修繕やリフォーム等の内容等)
任意項目		共同住宅の共用部分の管理に関する情報
		その他、団体毎に実施する流通支援等の情報

2. 『新しいイメージの既存住宅』を供給する事業者団体の要件

事業者の審査	構成する事業者が商標を付与する際のルールについて審査すること
事業者の研修、指導	構成する事業者に対して研修、指導を行うこと
台帳管理	構成する事業者が商標を付与した住宅について台帳管理し、国に報告すること
相談窓口の設置	消費者からの相談窓口を設置し、苦情等の相談に対応すること
満足度調査	消費者への満足度調査を実施し、結果を国に報告すること

※その他、団体毎に実施する流通支援の情報がある場合は、消費者に開示すること(例. 買取額(買取ルール)の提示、定期点検サービスの提供等)

『新しいイメージの既存住宅』の情報提供制度の流れ(案)



名称(通称)及び商標の考え方(案)


■ 基本的な考え方(案)

一定の品質について要件を満たし、情報提供を行う既存住宅について、消費者にわかりやすい名称(通称)、及び商標を付与する。

□ 名称(通称)

一定の品質について要件を満たし、情報提供を行う既存住宅 【通称「〇〇住宅」】	
例)	「納得住宅」 「安心住宅」 「適格住宅」 「保険付き住宅」 「基本スペック住宅」
	等

□ 商標

一定の品質について要件を満たし、情報提供を行う既存住宅 【通称「〇〇住宅」】
<div style="text-align: center;"></div>
※ 「保険・保証付き」かつ「情報開示がされている」ことがわかるようなデザインとする